

磯子区会計年度任用職員（選挙事務補助業務・日額職） 登録制度のご案内（令和3年度採用）

会計年度任用職員（選挙事務補助）は、希望する勤務条件をあらかじめ登録していただいたうえで、令和3年度中に選挙が執行されることとなったときに、登録者の中から選考を行い、任用（採用）を決定するものです。

登録を希望される方は、この案内をご確認いただき、登録用紙をご提出ください。

1 登録の申込み・選考の流れ

- (1) 「磯子区会計年度任用職員（選挙事務補助・日額職）登録用紙」に必要事項をご記入いただき、申込先に郵送又は持参にてご提出ください。

【申込先】

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

磯子区役所総務課 選挙事務採用担当 あて

※持参される場合は、平日午前8時45分から午後5時の間に、
磯子区役所6階62番窓口へお越しください。

- (2) 申込先において登録手続きを行います。
※登録の有効期限は令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。
- (3) 有効期限内に選挙が執行されるときは、勤務条件が合致する登録者に面接選考をご案内します。
- (4) 「会計年度任用職員申込書」をご提出いただき、面接選考を実施します。
※選考にあたっては、事前に勤務条件をお伝えします。
- (5) 面接選考後、結果をご連絡します。
- (6) 選考の結果合格となった場合は、会計年度任用職員としての任用（採用）手続きを行います。

◆注意事項◆ ～必ずお読みください～

- (1) 登録は、任用（採用）を保証するものではありません。
ご登録いただいても、希望する勤務条件に合致しない場合は、面接の連絡は行いません。
- (2) 選挙が実施された場合においても、令和3年度中は再度登録していただく必要はありません。

【参考】

令和3年度は 横浜市長選挙 及び 衆議院議員総選挙 が実施される予定です。

(次ページあり)

2 勤務条件等

- (1) 身分
地方公務員法第 22 条の 2 に定める一般職
- (2) 職種
選挙事務補助
(投開票所で使用する物品の作成、資料の印刷及び期日前投票所の設営補助等)
- (3) 任用期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間で選挙が執行される場合に「選挙執行日の 1 か月程度前から選挙執行日の 5 日後まで」の期間で任用します。
- (4) 勤務日
月～金曜日のうち、週 2～4 日程度
※勤務日を日曜日、土曜日及び祝日に振り替えることがあります。
振替日については、同一週内の範囲で指定します。
- (5) 勤務時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までを想定（休憩時間：所属長の指定する 1 時間）
- (6) 勤務場所
磯子区役所 総務課
- (7) 報酬額
選考時にお伝えします。※【参考】令和 3 年 2 月採用の場合：時給 1,088 円（予定）
※通勤費用（実費相当額）を別途支給します。
- (8) 休暇
年次休暇 等（勤務日数により付与されないことがあります。）
- (9) 社会保険
無し（兼職の状況によっては、健康保険等の加入対象となる場合があります。）
- (10) 福利厚生
無し

※勤務条件の詳細については、選考時にお伝えします。

※その他の勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

3 登録要件

- (1) 任用期間中、選挙運動又は政治活動に関与しない者であること。
- (2) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること
- (3) 次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の申込み、登録及び選考の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

5 問合せ先

磯子区役所総務課 選挙事務採用担当
TEL：045-750-2316 FAX：045-750-2530